平成25年10月22日 第3541号

(農山漁村振興課) ……2

(都市計画課) ……2

(企画交通課) ……3

(企画交通課) ……9

(農山漁村振興課) ………15

(農山漁村振興課) ………15

#### 目 次

示 (第1597号 - 第1599号)

- ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ………1
- ○保安林予定森林の所在場所等
- ○開発行為に関する工事の完了

- ○養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録
- (畜 産 課) ……2 (水田農業振興課) ……2
- ○意見募集の結果の公示
- ○一般競争入札の実施
- ○一般競争入札の実施
- ○地域森林計画の案の縦覧
- ○地域森林計画の変更計画案の縦覧

### 収用委員会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用 地 課) ……16

# 示

### 福岡県告示第1597号

安中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年 法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住
龍 正勝	大川市大字新田818番地
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地 6
竜 清紀	大川市大字新田800番地
古賀 堯	大川市大字新田842番地
龍 秀實	大川市大字新田784番地1の1 785番地1
龍博美	大川市大字新田808番地 2
古賀 豊治	大川市大字新田768番地1
龍 國光	大川市大字新田736番地
古賀 繁美	大川市大字新田759番地
古賀 誠	大川市大字一木553番地 1

#### 2 退任監事

氏	名	住 所
龍	龍男	大川市大字新田798番地1
龍	繁德	大川市大字新田765番地1
山口 朝昭		大川市大字新田558番地

#### 3 就任理事

名	住 所
正勝	大川市大字新田818番地
久喜	大川市大字三丸1047番地 6
清紀	大川市大字新田800番地
堯	大川市大字新田842番地
秀實	大川市大字新田784番地1の1 785番地1
博美	大川市大字新田808番地2
豊治	大川市大字新田768番地1
國光	大川市大字新田736番地
繁美	大川市大字新田759番地
敬二	大川市大字一木 556番地 2
	正勝 久喜 清紀 堯 秀實 博美 豊治 國光 繁美

4 就任監事

毎週火金曜日 -8577 福岡市博多区東公園7番7--0023 福岡市博多区奈良屋町3番1

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

氏	名	住 所
龍	龍男	大川市大字新田798番地1
龍	繁德	大川市大字新田765番地1
古賀	昭典	大川市大字新田144番地1

#### 福岡県告示第1598号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

古賀市薦野字三本ユス11の3、字本谷13、115の7、115の12、115の1 (次の図に示す部分に限る。)、字浦164、165の2、字貝地1703

2 指定の目的 水源の瀬養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1599号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市西福間三丁目2525番1、2525番4から2525番8まで、2610番1及び2610番14から2601番17まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道 株式会社

代表取締役 倉富 純男



#### 公告

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	登録業者		ふ 化 場		登録年月日
	名 称	住 所	名 称	所在地	<b>豆</b>
25 - 1	株式会社 森孵卵場 福岡支店	福岡県朝倉市三奈木650番地		福岡県朝倉市 三奈木650番 地	平成25年10月22日

#### 公告

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成25年7月19日から平成25年8月19日までの間、御意見を募集しました。その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成25年10月1日に改正しました。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

# 么

汨

22 皿

問合せ先

農林水産部水田農業振興課農地係

電話:092-643-3476

メールアドレス: suiden@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとお り一般競争入札に付します。

平成25年10月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 工事名

県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事(1工区)

2 工事場所

福岡県八女市星野村

- 3 工事の発注方式
- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と 価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(標準型)の適用工事であ る。
- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格(以下「調査基準価格 と いう。)及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領| (以下「低 入札価格調査実施要領 | という。)による。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工 事である。

なお、詳細は特記仕様書による。

(5) 本工事の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の 議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を 経て本契約となるものである。

4 工事概要

トンネルエ (NATM) 1式

トンネル延長2.616mのうち八女市側から1.348m

幅員 85m

標準内空断面積 44.6m<sup>2</sup>

5 使用する主要な資機材

コンクリート 約12.000m<sup>3</sup>

鋼製支保工 約450t

ロックボルト 約14.000本

6 工期

平成26年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成28年5月31日(火曜日 ) まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただ し、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続(以下「紙入札方式」と いう。)によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画交通課技術調査室契約班(県庁行政棟6階北棟)

電話番号 092-643-3522

9 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

土木一式工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に 参加する者に必要な資格」(平成6年8月福岡県告示第1397号)に定める資格を開札 時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

- 10 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)
- (1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)で あること。また、全ての構成員が9を満たすこと。

- (2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件 平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
  - イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務 部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこ と。
  - ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部 長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
  - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「決定日以降の経審」という。)を受けている場合を除く。
  - オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
  - カ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
  - キ 構成員の出資比率が20%以上であること。
  - ク 次に掲げるいずれの工事にも入札参加は可能であるが、落札者(共同企業体の 構成員の全部又は一部を同じくする共同企業体を含む。以下この号において同じ 。)は、重複して落札者となることができない。開札は開札順位に従って執行す る。

なお、一つの工事について落札者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

開札順位1 「県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事(1工区)」 開札順位2 「県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事(2工区)」

- (3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件 平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
  - ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする、経営規模等評価 結果通知書・総合評定値通知書(以下「総合評定通知書」という。)における土

- 木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。
- イ 平成10年度以降に、元請として完成したNATM工法による延長800m以上の 道路トンネル工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構 成員としての場合のものに限る。)を有すること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年2月定例県議会 に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記 仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇 用関係にあること。

- (ア) 平成10年度以降に、元請として完成したNATM工法による道路トンネル工事に技術者(監理技術者又は主任技術者)として従事した経験を有すること。
- (イ) 次のいずれかの資格等を有すること。
  - a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
  - b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))
  - c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- エ 出資比率が最大であること。
- (4) 共同企業体の他の構成員Aに対する参加条件 平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
  - ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする、総合評定値通知 書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以 降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。
  - イ 平成10年度以降に、元請として完成したNATM工法による道路トンネル工事 の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。)を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年2月定例県議会 に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記 仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇 用関係にあること。

- (ア) 平成10年度以降に、元請として完成した道路改良工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有すること。
- (イ) 次のいずれかの資格等を有すること。
  - a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
  - b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))
  - c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- (5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件

平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

- ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする、総合評定値通知 書における土木一式の総合評定値が940点以上であること。ただし、決定日以降 の経審を受けている場合は、その総合評定値についても940点以上であること。
- イ 平成10年度以降に、元請として完成した道路改良工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有すること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年2月定例県議会 に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記 仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇 用関係にあること。

- (ア) 平成10年度以降に、元請として完成した工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有すること。
- (イ) 次のいずれかの資格等を有すること。
  - a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
  - b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))
  - c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- 11 総合評価方式に関する事項
- (1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準(福岡県ホームページ掲載の「別表1: 評価項目及び配点」)に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者(共同企業体のことをいう。)全てに標準点(100点)を与え、さらに(1)について評価し、 $0\sim30$ 点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

(算出式)

技術評価点=標準点(100点)+加算点(0~30点)

評価値=技術評価点/入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

- (4) 技術提案のヒアリング
  - 技術提案に関するヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

平成25年10月22日 (火曜日) から平成25年12月10日 (火曜日) までの毎日 (福岡 県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下 「県の休日」という。)を除く。)、午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返 信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ

- 14 入札参加申込みの受付
  - (1) 電子入札対応の場合

平成25年10月23日(水曜日)から平成25年11月6日(水曜日)までの毎日(県の 休日を除く。)、午前8時30分から午後4時30分までに電子入札システムにより提 出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記 の期間の毎日(県の休日を除く。)、午前8時30分から午後4時30分までに提出す ること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、平成25年10月23日(水曜日)から平成25年11 月6日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前8時30分から午後4時30 分までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

- 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法
  - (1) 受領期間
    - ア電子入札対応の場合

平成25年12月26日(木曜日)午前8時30分から平成26年1月14日(火曜日)午 前9時30分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は平成25年12月26日(木曜日)午前8時30分から平成

26年1月14日(火曜日)午前9時30分まで(県の休日を除く。)に提出すること 。ただし、郵送により提出する場合は、平成25年12月26日(木曜日)午前8時30 分から平成26年1月10日(金曜日)午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること (郵送は書留郵便 に限る。期間内必着)。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 丁事費内訳書(明細書がある場合、明細書を含む。以下「丁事費内訳書等」という

。) の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札シ ステムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により 提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知 した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出す ること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

- 18 開札の日時及び場所
- (1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ

- 19 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代 わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当す る場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(税込み)の 100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

#### (2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- イ 保険会社等と工事履行保証契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上) を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

#### 20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず(紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく)、必要事項を確認できない入札.
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反した

ものを含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

- (9) くじ番号の記載のない入札 (くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により 必要事項を確認できない入札を含む。)
- (10) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札
- (11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札
- (12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
- (13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札
- 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知
- (1) 落札者の決定方法
  - ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって 得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
  - イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定 する。
  - ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決 定する。
  - エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、 低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
  - オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと 認められる場合は、その者を落札者として決定する。
  - カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると 認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以 降の方法により落札者を決定する。
- (2) 落札者決定通知

#### ア時期

- (ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合 平成26年1月14日 (火曜日)
- (イ) 上記(1)オ又は(1)カの方法で、落札者を決定した場合 平成26年2月上旬頃(予定)

#### イ 方法

\_

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者 に対しては、書面により通知する。

- 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等
  - (1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、平成25年5月1日から平成26 年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参 加する者に必要な資格 | に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込み を受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要 な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出 の前日まで随時受け付けるが、当該申請が平成25年11月7日(木曜日)以降になる 場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意するこ ک م

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評 定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。
  - ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内(県庁行政棟7階北棟)

イ 申請書の価格

450円(消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について 別途実費を徴収する。)

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟)

電話番号 092-643-3719

工 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

- オ 申請書の作成に用いる言語 日本語
- 23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第4項に規定する 契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内 とすること。また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更する こと。
- (3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表 構成員は10(3)ウの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

#### 24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意 契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に 限る。
- (3) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達 手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこ と、これに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出 することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

#### 25 Summary

(1) Subject matter of contract:

Construction work of tunnel at Oze-Mino-Construction-Area on the Prefectural Road Yame-Kawara-Line (First Construction Area).

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 6 November 2013.
- (3) Deadline for the submission of tenders via electronic bidding system: 9:30

A.M. on 14 January 2014.

(Must be received by 9: 30 A.M. on 14 January 2014 if submitted in person, or by 4: 30 P.M. on 10 January 2014 by post).

(4) Contact:

Technical Survey and Inspection Division

Projects and Traffic Planning Division

Department of Prefectural Land Development

Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577

TEL 092-643-3522

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

#### 公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事 (2工区)

2 工事場所

福岡県うきは市浮羽町妹川

- 3 工事の発注方式
- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と 価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(標準型)の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」(以下「低 入札価格調査実施要領」という。)による。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

なお、詳細は特記仕様書による。

- (5) 本工事の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の 議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を 経て本契約となるものである。
- 4 工事概要

トンネルエ (NATM) 1式

トンネル延長2.616mのうちうきは市側から1.268m

幅員 8.5m

標準内空断面積 44.6 m<sup>2</sup>

5 使用する主要な資機材

コンクリート 約11.000m<sup>3</sup>

鋼製支保工 約300t

ロックボルト 約12.000本

6 工期

平成26年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成28年3月15日(火曜日)まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただ し、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続(以下「紙入札方式」と いう。)によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画交通課技術調査室契約班(県庁行政棟6階北棟)

電話番号 092-643-3522

9 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規

C

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

土木一式工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に 参加する者に必要な資格」(平成6年8月福岡県告示第1397号)に定める資格を開札 時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

- 10 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)
  - (1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。
  - (2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件 平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
    - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
    - イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務 部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこ と。
    - ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部 長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
    - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「決定日以降の経審」という。)を受けている場合を除く。
    - オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
    - カ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
    - キ 構成員の出資比率が20%以上であること。
    - ク 次に掲げるいずれの工事にも入札参加は可能であるが、落札者(共同企業体の 構成員の全部又は一部を同じくする共同企業体を含む。以下この号において同じ 。)は、重複して落札者となることができない。開札は開札順位に従って執行す る。

なお、一つの工事について落札者となった者が、その後開札される他の工事に ついて入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

開札順位1 「県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事(1工区)」 開札順位2 「県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事(2工区)」

(3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件

平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

- ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする、経営規模等評価 結果通知書・総合評定値通知書(以下「総合評定通知書」という。)における土 木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。
- イ 平成10年度以降に、元請として完成したNATM工法による延長800m以上の 道路トンネル工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構 成員としての場合のものに限る。)を有すること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年2月定例県議会 に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記 仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇 用関係にあること。

- (ア) 平成10年度以降に、元請として完成したNATM工法による道路トンネル工事に技術者(監理技術者又は主任技術者)として従事した経験を有すること。
- (イ) 次のいずれかの資格等を有すること。
  - a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
  - b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))
  - c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- エ 出資比率が最大であること。

- (4) 共同企業体の他の構成員Aに対する参加条件
  - 平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
  - ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする、総合評定値通知 書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以 降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。 と。
  - イ 平成10年度以降に、元請として完成したNATM工法による道路トンネル工事 の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。)を有すること。
  - ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年2月定例県議会 に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記 仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇 用関係にあること。

- (ア) 平成10年度以降に、元請として完成した道路改良工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有すること。
- (イ) 次のいずれかの資格等を有すること。
  - a 1級十木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
  - b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))
  - c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- (5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件 平成25年11月6日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
  - ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする、総合評定値通知 書における土木一式の総合評定値が940点以上であること。ただし、決定日以降 の経審を受けている場合は、その総合評定値についても940点以上であること。

- イ 平成10年度以降に、元請として完成した道路改良工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有すること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年2月定例県議会 に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記 仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇 用関係にあること。

- (ア) 平成10年度以降に、元請として完成した工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有すること。
- (イ) 次のいずれかの資格等を有すること。
  - a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
  - b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))
  - c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- 11 総合評価方式に関する事項
- (1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準(福岡県ホームページ掲載の「別表1: 評価項目及び配点」)に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者(共同企業体のことをいう。)全てに標準点(100点)を与え、さらに(1)について評価し、 $0\sim30$ 点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

(算出式)

技術評価点=標準点(100点)+加算点(0~30点)

評価値=技術評価点/入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関するヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

- 12 入札説明書の交付
- (1) 期間

平成25年10月22日 (火曜日) から平成25年12月10日 (火曜日) までの毎日 (福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。)を除く。)、午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返 信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ

- 14 入札参加申込みの受付
  - (1) 電子入札対応の場合

平成25年10月23日(水曜日)から平成25年11月6日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前8時30分から午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日(県の休日を除く。)、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、平成25年10月23日(水曜日)から平成25年11月6日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前8時30分から午後4時30

分までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

- 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法
- (1) 受領期間
  - ア 電子入札対応の場合

平成25年12月26日(木曜日)午前8時30分から平成26年1月14日(火曜日)午後2時00分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は平成25年12月26日(木曜日)午前8時30分から平成26年1月14日(火曜日)午後2時00分まで(県の休日を除く。)に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、平成25年12月26日(木曜日)午前8時30分から平成26年1月10日(金曜日)午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

- イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること(郵送は書留郵便 に限る。期間内必着)。
- ウ 入札執行回数は、1回とする。
- 16 工事費内訳書(明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という
- 。)の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知 した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出す ること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

- 18 開札の日時及び場所
- (1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ

- 19 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(税込み)の 100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- イ 保険会社等と工事履行保証契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上) を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- 20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず(紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく)、必要事項を確認できない入札.
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) くじ番号の記載のない入札 (くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により 必要事項を確認できない入札を含む。)
- (10) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札
- (11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札
- (12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
- (13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札
- 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知
  - (1) 落札者の決定方法

10(2)クにおける開札順位1の入札(以下「開札順位1入札」という。)において落札者が決定した場合、アからカのとおり。ただし、開札順位1入札において、落札者が決定せず、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する必要が生じた場合、本工事の落札者の決定を保留することがある。

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって 得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定 する。
- ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決 定する。
- エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、 低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

- オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと 認められる場合は、その者を落札者として決定する。
- カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると 認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以 降の方法により落札者を決定する。
- (2) 落札者決定通知

#### ア時期

- (ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合 平成26年1月14日(火曜日)
- (イ) 上記(ア)以外の場合 平成26年2月上旬頃(予定)

#### イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者 に対しては、書面により通知する。

- 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等
  - (1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、平成25年5月1日から平成26年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出 の前日まで随時受け付けるが、当該申請が平成25年11月7日(木曜日)以降になる 場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意するこ と。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評 定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。
  - ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内(県庁行政棟7階北棟)

#### イ 申請書の価格

450円 (消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について 別途実費を徴収する。)

- ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟) 電話番号 092-643-3719
- エ 受付日時 県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで
- オ 申請書の作成に用いる言語 日本語
- 23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件
- (1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第4項に規定する 契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表 構成員は10(3)ウの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

#### 24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達 手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

汨

- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと、これに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

#### 25 Summary

(1) Subject matter of contract:

Construction work of tunnel at Oze-Mino-Construction-Area on the Prefectural Road Yame-Kawara-Line (Second Construction Area).

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 6 November 2013.
- (3) Deadline for the submission of tenders via electronic bidding system: 2:00 P.M. on 14 January 2014.

(Must be received by 2:00 P.M. on 14 January 2014 if submitted in person, or by 4:30 P.M. on 10 January 2014 by post) .

(4) Contact:

Technical Survey and Inspection Division

Projects and Traffic Planning Division

Department of Prefectural Land Development

Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577 TEL 092-643-3522

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

#### 公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡 県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 森林計画区の名称

筑後・矢部川森林計画区(大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市 、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡の各一 円)

#### 2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場及び広川町役場

3 縦覧期間

平成25年10月22日から同年11月21日まで

#### 公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡 県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 森林計画区の名称

- (1) 遠賀川森林計画区(北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円)
- (2) 福岡森林計画区(福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古 賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円)

#### 2 縦覧場所

(1) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場

(2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、 筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役 所、福津市役所、糸島市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役 場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

3 縦覧期間

平成25年10月22日から同年11月21日まで

## 収用委員会

#### 福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県県土整備部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年11月12日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成25年10月22日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成25年度福収権第3号事件及び平成25年度福収明第3号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事(椎田南インターチェンジ(仮称)から字

佐インターチェンジ(仮称)まで)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 通知を受けるべき者

豊前市大字中村671番の登記名義人福本若松の法定相続人である福本健十郎、福本博、福本朝子及び福本節子、同登記名義人山崎由次郎(戸籍記録上は山崎由次郎)の法定相続人である甲山い、同登記名義人本永重太郎の法定相続人である渡邉正子及び本永瀧藏、同登記名義人青木新一(戸籍記録上は青木新一)の法定相続人である青木益雄並びに同登記名義人青本勘六(戸籍記録上は青木勘六)の法定相続人である本永光雄及び村上勇一

4 通知すべき書類

平成25年10月9日付け25福収第10号-2「審理の開催について」